第３章

不合理な勤務時間・勤務形態

１　消防職員の勤務形態・勤務時間

消防業務は，災害が発生した場合に，その被害を最小限に食い止める警防業務および人命救護の救急業務と，災害を未然に防ぐための予防業務および職員の人事管理などの庶務的業務に大別することができます。この業務の性格上，前者が隔日勤務，後者が毎日勤務に分れています。

非番とは　その当番が終えた（この表では午前八時三〇分）時間から翌朝の出勤時間までの二四時間の勤務時間外をいい、毎日勤務者の平日であれば勤務終業の十七時から翌朝八時三〇分の出勤時間までの十五時間三〇分の勤務時間外と同じ。

公休とは　勤務を要しない日をいい、毎日勤務者の日曜日にあたる休日と同じ。

＜隔日勤務消防職員の勤務形態＞

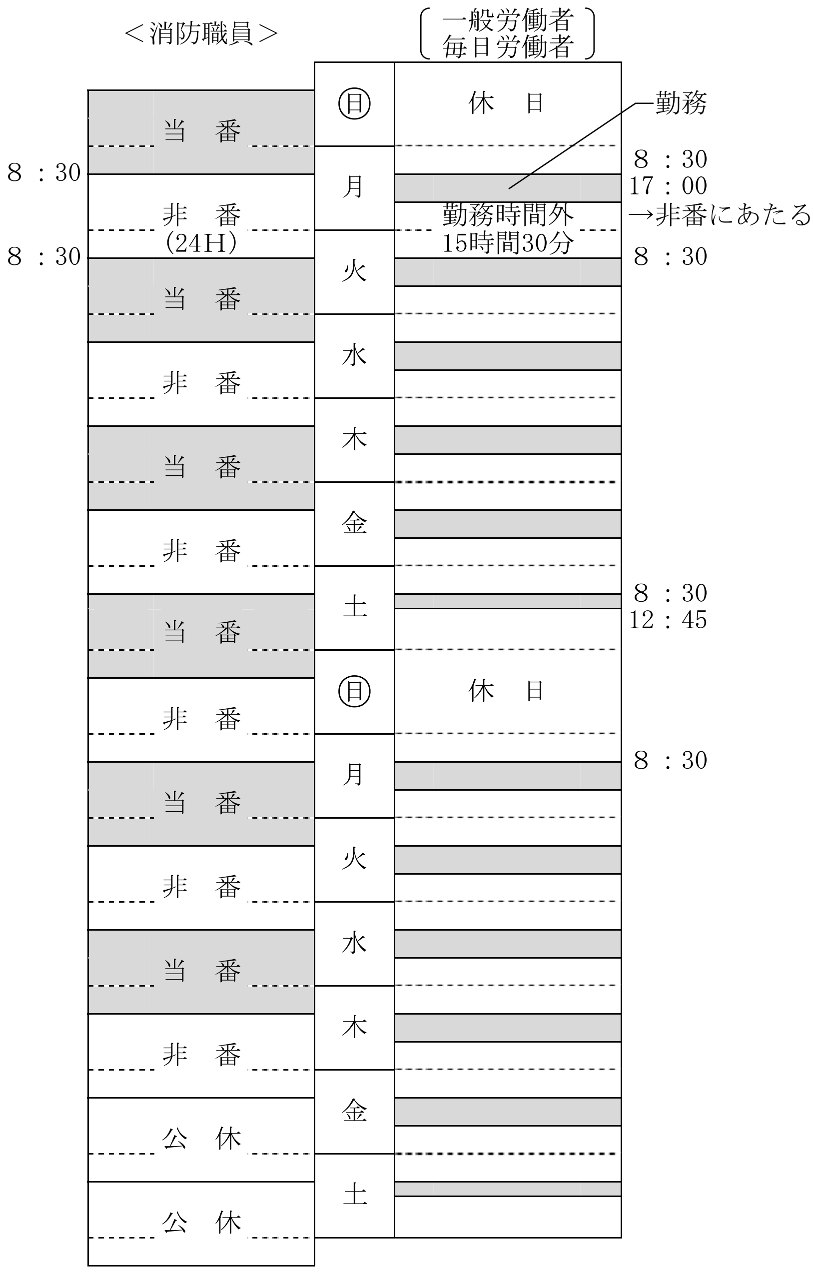

※右は参考として、毎日勤務者の勤務形態

隔日勤務消防職員の当番（24時間）の時間割振り

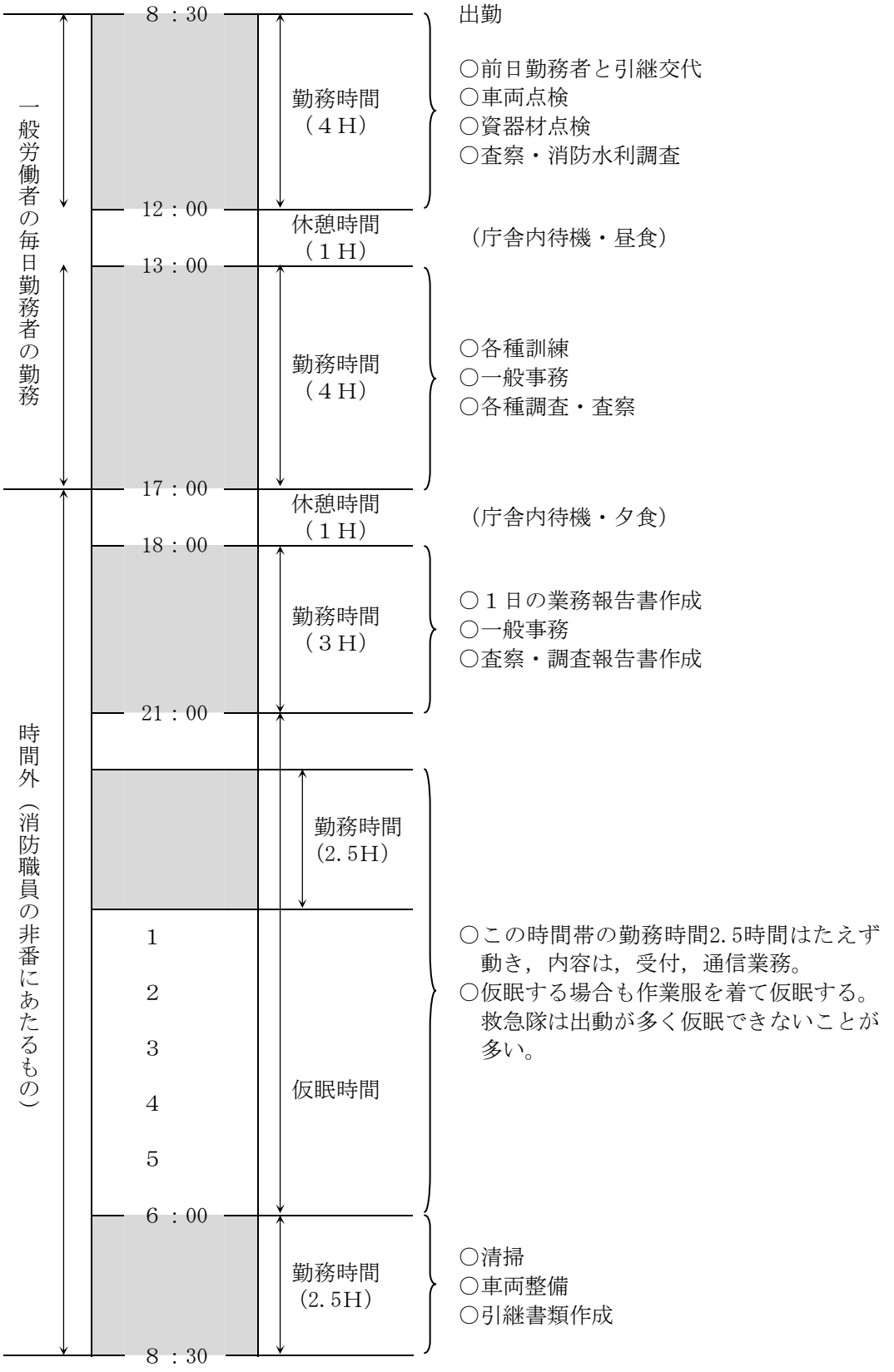

…は，正規の勤務時間とみなされている。

…は，勤務時間とみなされない時間で拘束されている。

毎日勤務者の勤務形態，勤務時間は，市町村の一般行政職員とまったく同じです。一方，消防職員の大半を占め，ここでとりあげる隔日勤務者の勤務形態，勤務時間は別表のようになっています。

このように隔日勤務者の勤務形態は，朝８時30分から翌朝８時30分までの24時間が当番（勤務），翌朝８時30分から翌々朝の８時30分までの24時間が非番で，当番，非番をくりかえし，２週間に６当務して，２日の公休（便宜的に６当務２公休といっています）が基本となっています。

また１当務24時間（正確には１当務のうち当番24時間の意ですが，以下このように表現します）の勤務の割振りは，別表のとおり，８時30分の始業時より勤務時間，休憩時間，仮眠時間に割振られていますが，時間によっては指定される時間もあれば，流動的な時間もあります。

このうち16時間の勤務時間は，災害出動はもちろん，災害出動のない場合でも，災害出動に備えた訓練，車輌，機器材の整備点検，建築物および危険物施設等の立入検査，消防団，自衛消防隊や一般住民の防災訓練指導，消火栓，防火水槽などの調査，119番緊急通報をうける通信，受付などの業務が行われることになっています。

２　不当に長い拘束時間

消防は，常に災害発生に備え，昼夜を問わず24時間，迅速に対応できる体制が不可欠です。これは消防の宿命的，職務の特殊性です。

この消防業務に対応して，消防職員の勤務は，24時間拘束勤務体制がとられてきました。

この24時間拘束勤務とは，朝８時30分の始業時より翌朝８時30分まで，災害出動に備え，完全に当局の指揮・命令・管理下に置かれます。勤務時間はもちろん，休憩時間であれ，仮眠時間であれ，職員の自由にならず，常に待機の状態に置かれています。

朝８時30分に庁舎に入ると，出動命令以外，自由に庁舎を離れることは許されません。一般の労働者には許される休憩時間の自由利用も消防職員には許されません。Ｄ消防署では，夕食（一般労働者の勤務ではあまりないのですが）のための買い出しに，緊急出動に備えて救急車（公用車）で行かなければならない状態ですし，Ｋ消防署では「夕食はテンヤもので」という買い出し禁止令がだされました。Ｎ消防署の職員は，休憩時間にもタバコさえ買いに出られない、拘束された状況を「鉄格子がないだけです」と，報告しています。

また，Ｅ消防署のある出張所の１人勤務を強いられている職員は，１人で庁舎の管理，災害が発生すれば，１人で１台の消防車を動かさなければならず，「仮眠時間中に，火災が発生すれば……，庁舎内に盗難が起きたら……，と思うと，ちょっとした物音にも過敏になります」と，24時間，常に緊張感と不安に包まれている実態を切々と訴えています。

特異の例ですが，Ａ市消防署に採用された職員は，毎日勤務（日勤）を命じられたものの，その消防署の出張所付属住宅に入居し，災害時の出動を条件とされたため，勤務終了後も，なんら勤務延長と変わらず，自由に過ごすことができない状態で，身心ともに疲れます，と訴えています。この場合は「勤務条件」以前の，むしろ「人権無視」の問題といえます。

いずれにしても隔日勤務消防職員は，１当務24時間，消防当局がどのようにその時間を割り振ろうと

も，消防当局の指揮，命令，管理のもとにおかれ，常に災害出動に備えた待機の状態におかれています。こうした勤務の実態であることを，あとでふれますが，Ｆ市消防職員の「勤務時間差手当請求訴訟」の証人調で，いみじくも当局側証人が述べています。

原告側弁護人が，「この勤務日誌を見ましても，どの時間帯が休憩であるとか，どの時間帯が待機であるとか，あるいは仮眠であるというような，何か区別はつけられるでしょうか」と訊問したのに対し，被告・当局側証人（救急救助課長）は，「火災はいつ起こるかもわかりませんし，たとえ深夜であろうと，仮眠時間中であろうとも，いったん火災が発生しますと，出動し，全力をあげるわけでございますから，まあ，どこまでが勤務時間で，どこまでが仮眠時間と区別することはできません……」と，常に待機の状態であることを証言しています。

この待機の状態の時間は，労働基準法では「手待時間」といわれ，それはすなわち「労働時間」であると定義されています。

＜労働基準法の解釈＞

〔手待時間〕

＜問１＞　一部の定期路線トラック業者においては，運転手に対して路線運転業務の他，貸物の積込，積卸を行わせることとし，小口の貨物が逐次持込まれるのを待機する意味でトラック出発時刻の数時間前に出勤を命じている。この場合，現実に貨物の積込を行う以外の時間には全く労働の提供はなく，いわゆる手待ち時間がそれの大半を占めているが，出勤を命ぜられ，一定の場所に拘束されている以上労働時間と解すべきか。

この手待ち時間を労働時間と解すれば，著しい長時間労働となる場合があり，これについては現在の路線往復回数を減ぜしめるか，積込業務を運転手以外の者に行わしめるように指導して差支えないか。

＜答１＞　見解のとおり。但し，運転時間が著しく長い場合を除き，貴見の如き指導を行うことは差し控えられたい。（労働省）

３　あいまいな「勤務時間」

隔日勤務消防職員は，１当務24時間の拘束勤務です。これは毎日勤務者や一般行政職員の通常勤務（以下，毎日勤務というの「３日分」の勤務時間に相当します。

ところが，別表のように，隔日勤務消防職員の１当務の「正規の勤務時間」は「16時間」とされ，毎日勤務の２日分の勤務時間にしかみられていません。残りの「８時間」は，休憩時間や仮眠時間で，賃金の対象とならない，まったくのタダ働きの時間というわけです。（注・この勤務時間は，それぞれの自治体によって，13～20時間の幅でまちまちです）

労働基準法第32条では，「使用者は，労働者に，休憩時間を除き１日について８時間，１週間について48時間を超えて，労働させてはならない。……」と規定していますが，消防職員の場合，同法施行規

則第29条で，この規定が適用除外されて，「……１日について10時間，１週間について60時間まで労働させ，又は４週間を平均して１日の労働時間が10時間，１週間の労働時間が60時間を超えない定をした場合には，その定によって労働させることができる」という特例措置がとられてきました。（本条は昭和58年４月１日より削除され，労基法32条の適用になった）

隔日勤務消防職員の勤務は，１当務24時間・１週（３当務）72時間の拘束勤務です。この「72時間」の拘束勤務時間を，私たちが要求している「労働時間」として認めた場合，「１週60時間まで働かせることができる」という，前の特例条項をもってしても，なお「12時間」のオーバーとなり，明らかに労働基準法に違反します。そこで，隔日勤務消防職員の勤務が２日にまたがるところから，毎日勤務者の２日分の勤務時間に相当する「16時間」を，隔日勤務消防職員の「勤務時間」として指定すれば，労働基準法違反から逃れられるばかりか，数字の上では，毎日勤務者の勤務時間とバランスがとれる，ということで考えられたのが「16時間」の「勤務時間」です。

このように，１当務の勤務時間を「16時間」とする根拠はまったくなく，きわめて便宜的で，実態を無視した，あいまいな「勤務時間」といわざるをえません。だからこそ多くの矛盾をいたるところで露呈しています。その特徴的な実例が，前出のＦ市消防職員の「勤務時間差手当請求訴訟」です。

Ｆ市では，条例で勤務時間は１週間39時間とし，39時間を超える特殊勤務の職員には「勤務時間差手当」を支給してきました。ところが消防職員は，勤務時間を定めた規定はありませんでしたが，１当務14時間，１週間42時間で運用（１当務24時間の割振りでは14時間とされていた）されていたにもかかわらず，その手当が支給されていませんでした。

裁判で消防当局は，勤務時間を定めた規程がなかった（訴訟後の昭和53年に『13時間』という規程改正を行った）ことをよいことに，「１当務13時間１週39時間で運用していたので，支給する必要はなかった」と，事実をねじまげて主張してきました。現在，「正規の勤務時間はいったい何時間であったか」を焦点に争われていますが，「勤務時間」の内容について，本年２月３日の第４回公判で当局側証人（救急救助課長）が次のような証言を行なっています。

弁護士「あなた達の言う勤務時間の内容がわからんから聞いているわけですけれども，普通に勤務時間と言えば何を指しているんですか。消防局の内で。」

当局側証人「９時から９時までの１勤務24時間，これも勤務時間と言っております。それから（１週）60時間も勤務時間と言っております。13時間も勤務時間と，こう言っております。」（裁判記録原文のまま）

隔日勤務消防職員の「勤務時間」とは，このように，内容の異る複数の「勤務時間」が存在するのでしょうか。私たちはいったいどの「勤務時間」で働けばよいのでしょうか。この証言ほど，隔日勤務消防職員の「勤務時間」のあいまいさ，矛盾をあらわした内容はありません。

本年４月１日，労働基準法施行規則第29条（１週60時間まで働かせることができるという特例条項）が削除され，消防職員も一般労働者なみに，「１週平均48時間労働」が認められるようになりました。実に，12時間の労働時間の短縮です。

しかし，別表の勤務表のように，数字の上では，すでに「勤務時間」は１週48時間になっており，１当務24時間拘束勤務の実態，それにともなう24時間の時間割振りになんら変更はありません。「勤務時

間は１週60時間」と苦しい主張をつづける，さきのＦ市消防局でも，勤務時間規程を「60時間」から「48時間」に数字を変えただけで，従来の勤務とまったく変わっていません。

また，実際に１当務20時間，１週60時間が勤務時間とされていたＥ消防も，１当務24時間の時間割振りで，「勤務時間」を４時間減らして16時間に，「休憩・仮眠時間」を４時間増やして８時間にして数字を合わせただけで，やはり勤務実態は従来どおりです。１当務24時間拘束，１週３当務72時間拘束の勤務実態にまったく変わりないのです。

そして，今後時代の流れで，すでに民間企業の大半が週休２日制を実施し，公務員職場でも，４週５休制の導入，さらに完全週休２日制に移行した場合，いったいどのように勤務時間を取りあつかうのでしょうか。この場合も，「勤務時間」と「休憩・仮眠時間」の数字合せを行うのでしょうか。いまでも，一般行政職員に４週５休制を実施していながら，消防職員は実施されない実態なのです。

隔日勤務消防職員の「勤務時間」は，別表のように「１当務16時間，１週３当務48時間」で運用されています。この「勤務時間」を私たちが，仮に認めたとしても，なお毎日勤務者の勤務時間（１週44時間）との間に，１週４時間（年間で200時間以上の格差）の格差があります。Ｔ地区消防の職員は，この勤務時間格差の改善要求を県人事委員会にだしましたが，当局側意見をとり入れた判定が示されました。

その理由は，消防職員の勤務条件は，その大半を占める隔日勤務者を中心につくられているので，格差があるからといって，ただちに不当だ，とはいえない。逆にいえば，毎日勤務者が優遇されている，というものです。

ここでもう一度，１当務24時間の時間割振り表をみると，１当務16時間の勤務時間が指定されていますが，このうち２時間30分が夜間の時間帯＝仮眠時間帯に指定されています。この勤務時間は，当務のその日にならなければ指定されず，当番勤務日によって，異なる時間に勤務が指定されるという，いわゆる流動的な勤務時間となっています。

１当務24時間の時間割振りが，便宜的に定めた「勤務時間＝16時間」を中心に割振られ，無理失理この16時間に数字を合わせようとするため，仮眠時間帯の中に勤務時間を割振らなければならず，しかも絶えず動く勤務時間になるのです。この時間帯に火災や救急出動が発生し，２時間30分の勤務時間を超えた場合，超勤手当や仮眠時間が保障されていない，という報告が数多くあります。

また，こまかい問題のように思われがちで，とかく見過されやすい「勤務交代の時間」についてもふれておかなければなりません。

「交代制勤務」の場合，前の勤務者と後の勤務者との業務の引継ぎが行なわれるのが一般的です。たとえば看護婦の場合でも，夜勤者から日勤者への勤務交代時に，申し送り事項が引継がれます。この引継ぎ業務は，時間外業務ではなく，それぞれの勤務者の正規の業務です。したがって，勤務交代時間は，それぞれの勤務者の勤務時間が「ダブル」状態になるのが常識的です。

隔日勤務消防職員の場合でも，勤務交代の際，前の勤務者から後の勤務者への業務引継ぎが行なわれています。しかし，時間の割振り表のどこを見ても，この業務の引継ぎ時間が見当りません。勤務交代は午前８時30分，この前後のどちらかに業務の引継ぎが行なわれていますが，それはどちらかの勤務時間（たとえ５分であっても）に食いこんでいるということです。

Ｋ消防の場合は，８時間30分が勤務交代になっていますが，８時25分から業務の引継ぎが行なわれ，８時25分に遅れると「遅刻扱い」になると報告しています。

４　休憩にならない休憩・仮眠時間

「休憩時間」について，労働基準法では「休憩時間とは単に作業に従事しない手待時間を含まず，労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間の意であって，その他の拘束時間は労働時間として取扱うこと」と，定義しています。

しかし，消防職員には、先の「労働時間」と同様の特例措置が認められ，休憩時間の自由利用が制限されています。休憩・仮眠時間であっても，消防当局の指揮，命令，管理のもとで拘束され，常に待機の状態におかれていることはすでにのべました。その上，報告は実体的にも，休憩・仮眠時間になっていないことを示しています。

「昼間の休憩時間中に通信業務を命じられたが，代替休憩が与えられない」（Ｍ市消防），「出張所の１人勤務のため，休憩も仮眠もないのと同じ」（Ｅ市消防），「夜間の救急出動が３，４件発生すると，交代要員がいないため仮眠がとれない」（Ｋ市，Ｓ市，Ｎ市消防）。仮眠時間も一刻も早く出動できるようほとんど作業服やくつ下を身につけたまま，ベッドに身体を横にしている程度の状態で，「最近まで，枕元にヘルメットを置き，長ぐつをはいたまま仮眠をとらされていた」（Ａ消防）という報告，また，「他の班が出動する雑音で仮眠ができない」（Ｏ市消防），「仮眠室のとなりが通信室のため，仮眠できない」（Ｃ市Ｈ市消防）など，職場環境からくる実態報告もあります。

悪質なのは，「休憩時間の自由利用の制限」を，恣意的に悪用したＫ地区消防の例です。ある日12時から13時の休憩時間に入る直前，全職員に水利調査（水源確保のため）の出動命令がだされました。本来，こうした調査は事前に計画されるのが常識です。当然計画外の全員出動に対し，職員の側から，調査の目的やその緊急性について質問がだされました。それに対し，消防幹部は「おれが必要と認めた」「業務命令だ」の一点張りで押し切ったのです。調査は夕方５時まで続けられ，その間休憩時間が与えられなかったばかりか，24時間開放状態にしておかなければならない消防署に，カギをかけて，ロック・アウト状態にしてしまったのです。災害の通報は，電話だけでなく，消防署へのかけこみもあるし，その他の用件で署にくる住民もいるのです。この事件は現在，県人事委員会に訴えています。

休憩・仮眠時間といえども，その実態は身体の休むところなく実働勤務しているといえるでしょう。

５　非番・公休日の勤務の強制と拘束

とかく消防は「１日おきに休みだ」などと誤解されています。おそらく消防職員の「非番」を「休日」と思われているのでしょう。「非番・公休日」という，毎日勤務者とは異なる名称から，そのような誤解を受けるのでしょうが，「非番」は，毎日勤務者の夕方の退庁時間から翌朝の出勤時間までの時間をいい，「公休日」は「日曜・祝祭日」に当るものです。毎日勤務者と同じように，隔日勤務消防職員にとっても，「非番」「公休日」は，長い拘束勤務の緊張と任務から解放され，次の勤務に備えた休

養と，社会生活，家庭生活の上で必要な，自由な時間であるはずですが，この「非番」「公休日」の勤務や自宅待機が強制されています。

隔日勤務消防職員と毎日勤務者（一般労働者）との２週間における当番、非番、公休の時間比較

	当番＝勤務時間	非番＝時間外	公休＝日曜	計
隔日勤務消防職員	144時間	144時間	48時間	336時間
毎日勤務者（一般労働者）	96時間	192時間	48時間	336時間

※一般労働者の場合、時短・週休二日制などによって、勤務時間が短かくなっているところもある。

「非番によく自宅待機命令がだされ，小規模の災害でも，自宅から出動する」（M市消防），「現行の人員配置（８名）と内規で定めた１当務に必要な最低人員（８名）が同じため，研修，出張，病休などで，しばしば欠員となり，そのたびに非番者，公休者が呼びだされる」（Ｓ市消防），同じように，Ｔ，Ｋ消防でも，とくに若い職員が半強制的に呼びだされ，また，半焼程度の火災でも非番者，公休者全員が召集されるという。中には１ヵ月100時間もの時間外勤務をした職員もいると報告しています。

M消防では災害だけでなく，救急車が遠距離出動すると，長時間（４～５時間）待機人員が不足するため，そのたびに自宅から非番者が召集されています。また，Ｓ消防の遠隔地の分遣所では，数人の職員が官舎住いを強制され，人員が不足すればただちに召集がかかり，非番日，公休日にその官舎から外出するときには，常に，消防業務用無線機を持たされ，外出先から災害出動や，用件先へ出向くようになっています。そのため，官舎内では，非番・公休日などの飲酒は，１人だけという，半ば当番制になっていると訴えています。

本年１月，Ｎ市消防署に，消防出初式に出席できない非番職員がその理由を書面で提出するよう求めた当局に対し，「口頭でいいでしょう」とこたえると，消防幹部は「他の者にしめしがつかない。出席するものとしないものとの差をつけなければ，出席しないものがバカをみる！」と公言，その職員が非番者の勤務強制で，しかも定めにもない書面提出の理由をといただしたところ，「ここは組合ではないぞ！組合交渉のようなことを言うな！」と恫喝する始末です。

６　年休がとれない！公休さえない？

非番・公休日の勤務の強制がたびたび行なわれるほどですから，年休の取得が困難なことはいうまでもありません。報告のあったほとんどの職場でそれを訴えています。

「消防学校への研修出向者や病休者がでると，その間はまったく年休がとれない」（Ｋ市消防），「救急有資格者不足のため，とくに救急担当の職員は年休取得が困難で，年休消化率30％に満たない」（Ａ市，Ｎ市消防）「隔日勤務者が８名で，最低確保人員が７名と義務づけられている分署では，１名しか年休がとれない。研修，出張，病休者がでるとだれもとれない」（Ｄ市消防）――他の報告もほとんど同じ内容です。

ただ特別な事例ですが，現在でもこのような職場が存在しているという例としてとりあげておきます。

H消防署では，採用条件として，２年間年休・公休が与えられず，公休は，月額21時間分の超勤手当で補うというものでした。２年間，当番，非番のくりかえし勤務という，前代未聞の実態があるということです。

７　他の職場並みの勤務時間を

消防職場は，昼夜の区別なく災害に備えています。１分１秒たりともおろそかにすることができない職場です。しかも，消防職員は，消防職員であるかぎり，この体制から逃れることはできませんし，生活のおよそ40％の時間をこの職場ですごしています。だからこそ，少しでも職場や働く条件をよくしようと願っています。

とかく消防は，「火事と救急さえなければヒマだ！」という誤った先入観でみられがちです。確かに，東京や大阪などと，地方の町村地域では災害発生件数の格差のあることは事実です。しかし，秋田沖地震や島根県西部の大水害などにみられるように，災害はいつ，どのような形で発生するかわかりません。単に火災発生件数や救急出動件数のみで，消防を評価することは正しくありません。消防職員の側から誤解をおそれずに言わしていただければ，「ヒマといわれる災害出動のない待機の状態」こそ，市民にとってもっとも望ましい姿であるということです。この望ましい姿にするべく，災害出動以外でも，災害を未然に防ぐための仕事をしていることは，最初にのべたとおりです。

消防職員は，災害が発生すればたとえ休憩時間や仮眠時間であろうと，24時間の拘束勤務中ですから出動するのが当然です。また，非番・公休日についても，当務職員では手に負えない非常災害や緊急事態が発生した場合，Ｔ消防署職員が，大雨による災害出動で，自宅が流される危険を予知しながら（結果は流されたのですが）現場にかけつけたように，召集を待つまでもなく，消防職員は自らすすんで任務につくことでしょう。

しかし，これまで明らかにした実態は，「勤務時間も，休憩時間も，仮眠時間も区別がつかない」（Ｆ市消防局救助課長の証言）24時間完全拘束勤務でありながら，「正規の勤務時間は16時間」という不合理な勤務時間，「13時間も，24時間も，１週60時間も勤務時間」（前出の課長の証言）というあいまいな勤務時間。また，非番・公休日の勤務についても，非常災害や緊急性はまったくない，慢性的人員不足（当局の責任）を補うための勤務の強制が行われています。Ｎ市消防のように，「出初式」という，本来の消防業務にとって必要性のないものへの，非番・公休日の勤務の強制が行なわれたり，Ｋ消防のように，休憩時間に，計画外で，しかも緊急性のない「水利調査」などが強制されています。

昼夜業務の交代制勤務をとっているのは消防だけではなく，鉄道，船舶，航空などの運輸関係や，自治体の中にも，病院，水道，清掃事業など，こうした勤務体制をとっている職場があります。しかし，いずれも勤務時間＝拘束時間となっています。また，先進国のアメリカ，イギリスなどの消防も，拘束時間＝労働時間となっています。

このように，私たち消防職員が他の職場並みに，拘束時間はすべて労働時間とみるべきだという要求は，きわめて自然で，合理的であると確信していますし，少なくとも，休憩・仮眠時間はキチッととれ

るように，非番・公休日は，緊急性，必要性のある場合を除いて，勤務の強制が行われないように望んでいます。